

射水市V R 観光P R コンテンツ開発等業務委託 仕様書

1 委託名

V R 観光P R コンテンツ開発等業務委託

2 業務目的

射水市の観光P Rを行うための出向宣伝等において、全天球型映像コンテンツを利用することにより本市の魅力を疑似体験してもらうことで本市への誘客を効果的に促すこと、及びYoutube への掲載により本市の魅力を広く周知することを目的とした観光P Rコンテンツの開発。

3 業務の実施

ア 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

イ 受注者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受注者は、業務の実施にあたり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。

エ 受注者は、本業務に類似する全国の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な計画を提案すること。

オ 受注者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。

カ 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

キ 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

ク 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を受けること。

4 業務内容

ア 次に掲げる内容を全天球撮影する。なお、撮影に係る諸手続き等は受注者の責任で行うこと。この際の手続き等に係る経費（交通費、食料費、消耗品など）は委託料に含まれる。また、必要に応じ発注者と協議すること。

(ア) 昼セリ（紅ズワイガニが並べられている様子）

(イ) (ア)以外で応募者独自の提案としての撮影対象（提案がある場合のみで、必須ではない。）

イ アで撮影した素材を使用し、V R コンテンツを開発する。

(ア) V R コンテンツの再生時間は1分30秒から2分程度を目安とする。

(イ) 射水市外（特に富山県外）の利用者が見ても分かりやすいよう解説テロップ、及びナレーション等を動画に組み込むこと。なお、昼セリの場面においては、食のP Rを目的として、紅ズワイガニ料理の画像を含む解説テロップを表示するものとする。

(ウ) 撮影した素材を映像として繋げる際の場面転換に工夫があることが望ましい。

(I) 動画の全部、又は一部をタイムラプス動画（微速度撮影動画）とすること。

ウ イのVRコンテンツを視聴するため、次に掲げる機材等の選定及びVRコンテンツ再生環境の構築（プレイヤーソフトのインストール等）を含めた提案とすること。

（wi-fi などインターネット接続がなくても利用可能な仕組みであること。なお、PC接続をしないスタンドアロンで使用できること。また、VRコンテンツの再生については、受注者が選定するスマートフォン等を市が所有するVRゴーグル（対応スマートフォン：4.0 から 6.0 インチ 約W59 mm × D 6 mm × H115 mmから約W80 mm × D10 mm × H155 mm）に装着して再生することを前提とする。）

この際に係る経費（機材の調達に要する経費、機材本体代など）は委託料に含まない。

(ア) VRコンテンツ再生用のスマートフォン

(イ) その他本業務の目的、内容に有用であると思われるもの

エ イのVRコンテンツを単眼でも視聴できるよう、また広く射水市をPRするためYoutubeに掲載できる編集方法とすること。

5 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 25 日まで

6 委託価格（契約上限額）

600,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

7 成果品等

成果品	内容	納入時期
事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	事業着手前
報告書	VRコンテンツ作成に向けた事業者等との協議記録及び撮影時の記録をまとめたもの。	随時
VRコンテンツデータ	記憶媒体にて提供する。 （DVD又はその他の媒体）	納品時
操作手順書及び運用手順書	VRコンテンツの操作手順及びYoutubeやfacebookへの掲載方法や閲覧方法についてまとめたもの。	納品時

その他	事業実施にあたり、発注者と受注者にて協議し、必要と認められたもの一式。	随時
-----	-------------------------------------	----

8 二次利用等

- ア VRコンテンツファイル等は、本市の観光PRを目的として、本市及び本市が認める者が無償で使用できる。
- イ 納品したコンテンツは、本市の観光PRを目的として、本市が無償で使用し、無償で加工できる。

9 その他

- ア 受注者は、提案内容を基本として、内容の詳細等を発注者との協議の上、成果品を完成させること。
- イ 本業務において開発した成果品の所有権、著作権、及び利用権は、発注者に譲渡するものとする。また、著作権人格権は行使しないものとする。
- ウ 受注者は、当該事業に係るデータ等を発注者の許可なしに流用できない。
- エ 発注者は、本業務が完全に履行された場合に委託料を払うので、履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画書の内容と著しく異なる場合は、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。
- オ その他疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、実施すること。
- カ 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。